HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 33(4), 193-194
Issue Date	1983-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16413
Type	other
File Information	33(4)_p193-194.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五七年九月三日（金）午後一時半―四時半

「政府規制産業の最近の動向」

報告者　公正取引委員会総務課長　厚谷襄児氏

出席者　二三名

厚谷氏は現在は公取委総務課長であるが、七月まで調整課で政府規制制度の見直し作業に従事しておられた。同氏は昨年度経済法学会にも出席され、討論に参加されている。まず氏より本年八月に発表された公取委見解に依拠した報告が行われた。

この公取委見解は、同委員会によるこれまでの経済規制の再検討作業をまとめたものである。この再検討作業は、直接にはＯＥＣＤの勧告を受けたもので行政管理庁との共同作業で進められてきた。公取委のこの問題に対する基本的見解は、認可による参入規制、料金規制などの経済規制が市場における競争に対する人為的操作であって、重大な影響を及ぼすものであり、規制の範囲・程度はいわば競争政策の例外的なものとして目的に照らしても必要最小限に留めることが望ましいというものである。

ところでＯＥＣＤの勧告の背景は、一九七〇年代のエネルギー問題、インフレ、失業問題等の経済成果の悪化に対し、各国とも競争促進による民間活力の活用により対処すべきであるとの考え方が強まったことにある。ＯＥＣＤは一九七九年九月に各国に、ａ、当初の規制目的・状況の現在における妥当性、ｂ、現行制度の目的達成の程度、当該目的を規制により達成する場合の利益と社会的・経済的・行政的コストとの比較、ｃ、規制目的が競争により、又は競争制限がより少ない政府介入により達成できないかの観点から再検討を行うことを勧告した。これを受けた公取委は一定の考慮事項により一六業種を選定し諸種の調査を行うとともに、行政事務の簡素化の視点を持つ行政管理庁と合同検討会議を設け情報交換を行ってきた。又、政府規制分野の数量的鳥瞰にも努めた。

こうした調査の結果として、まず我が国の規制制度の特質として五点指摘できる。①政府規制制度は総じて拡大・強化されてきている。例、倉庫業に対する規制。②被規制事業者の自己責任の原則が貫徹されない。③社会的・経済的事情や政府規制産業の状況が、導入時と今日で大きく変化しているものが認められる。ア、経済事情の変化したものの例、戦後インフレ対策以来の臨時金利調整法。イ、産業状況の変化した例、異業種間競争の出た傷害保険分野、銀行と証券会社間の競争、運輸業界、技術発達によるデータ通信。④戦時統制等の影響が認められるものがある。⑤経済情勢の変化や消費者の需要の変化に対応できないと思われるものがあるが、これは行政の公平性・恣意性の除去の為に皆が同じ状況にならないと認可

しないとの所謂横並び行政による行政画一化に起因するものである。次に、政府規制による弊害として四点あげられる。①既存業者の既得権益擁護につながり、限界事業者の温存・新規参入阻止により経済の効率性を害する。②産業間の最適な資源配分を損う。③規制制度を根拠にした事実上の行政指導による過剰な介入が行われ、事業者の活動を必要以上に制約したり過大な負担等を課したりするおそれがある。④国際競争力を劣化させるおそれがある。以上を踏まえ、望ましい政府規制制度のあり方としては、①目的設定を明確かつ限定的にすること、②規制範囲は必要最小限のものとすること、③手段は競争条件への影響の弱い方法を選ぶこと、の三点が考慮されるべきである。又、見直しの観点として制度存続の合理的理由の有無、運用上種々の弊害はないか、競争政策ないし競争条件に影響のより少ない規制で代替できないか、等の点が基本的に重要である。以上の公取委見解を今後臨調の行政改革方針にどのように具体的に生かして行くのか、が今後の課題となる。

各論としてトラック運送業界に関して具体的に状況説明がされた後、質疑に移った。その際、政府方針への具体化の可能性、社会的規制と経済的規制の区別、弱者保護的視点と公取委、料金規制制度と締約強制、不採算地域カバーを目的とする独占是認の妥当性、日本的企業風土と規制緩和の有効性、金利規制緩和と消費者保護、規制緩和の場合の市場情報提供の負担者、証券業独禁法適用除外の現代的意義、成熟産業・衰退産業での規制緩和の経済政策的妥当性、等をめぐり議論が交わされた。